

# 土曜授業、新教科「徳育」、国立大「9月入学枠」、運営費交付金見直しなど、教育再生への“4つの対応”を提言！

「6-3-3-4」制、小学校英語、教育バウチャー制、  
大学入試の抜本的改革などは、第3次報告に向けて更に検討

旺文社 教育情報センター 平成19年6月

政府の教育再生会議(野依良治座長)はこのほど、第2次報告『公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築』を決定し、安倍首相に提出した。第1次報告『公教育再生への第一歩』で打ち出した“ゆとり教育の見直し”の具体策として土曜授業の活用、“規範意識の育成”として新教科「徳育」の創設などを提言。このほか、全国国立大での9月入学枠の設定、国立大運営費交付金の見直し、メリハリのある教員給与の実現などと合わせ、教育再生に向けた「4つの対応」として提言している。

土曜授業の活用は教育委員会や学校の裁量とし、「徳育」の教科化とともに19年度中の学習指導要領改訂を目指す。国立大の9月入学枠については、22年度からの次期中期目標・計画に向けての策定、教員給与の見直しは20年4月をめどとした教員給与特別措置法の改正をそれぞれ求めている。

第2次報告で引き続き検討事項とされた「6-3-3-4」制や小学校英語、教育バウチャー一制、大学入試の抜本的改革などは、12月の第3次報告に盛り込まれる予定だ。

以下に、第2次報告の概要と、注目される項目の現状と課題などをまとめた。

## 第2次報告の取りまとめに当たって

真の「学力」は、個々人の人格形成につながるものになることはもとより、実社会で必要とされる知識や能力とならなければならず、とりわけ高等教育の先に広がる社会の要請や将来動向を見据えた検討が不可欠である。

また、「人格」は、学校はもとより、家庭のしつけ、地域との触れ合いなどによって培われる生活習慣、豊かな情操、善悪の判断など心と体の調和があってこそ高められるものである。そこで、今回は「ゆとり教育見直し」の具体策とともに、徳育、大学・大学院の改革、そして、それらを実現するための教育財政基盤の在り方について重点を置いて提言した。

## 目指す人間像 - 子どもたちに身につけて欲しい力 -

私たちは、すべての子どもたちが、高い学力と規範意識を身につけ、学力、情操、意欲、体力の調和のとれた徳のある人間に成長すること、一人ひとりが夢や希望を持ち、社会で自立して生きていくために必要な基礎的な力をしっかり身につけた人になることを望んで

いる。そして、子どもたち一人ひとりがその可能性を最大限伸ばし、開花させ、幸せな人生を送れるようにするとともに、その上でグローバルな大競争時代に必要な最先端の「知」を生み出し、イノベーションを起こせる人材の育成や、国際社会で活躍できるリーダーを育成することにも力を注がなければならないと考えている。

このような人を育成するため、就学前から大学院までの年齢段階を視野に入れ、以下のような力を身につけることが必要だと考える。

- ・第1：学びの基礎となる、基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣、体力
- ・第2：基礎的・基本的な知識・技能、知的好奇心、豊かな情操、学ぶ意欲・態度、忍耐力、チャレンジ精神
- ・第3：基礎・基本を応用し、課題を発見。自ら考え、判断・解決する能力、志、公共心、社会性、他者を理解し思いやる心
- ・第4：それらを実社会や職業生活で生かしていくための行動力、協調性、コミュニケーション能力、思考力、創造力、リーダーシップ
- ・第5：イノベーションを生み出すための高度な独創性、専門性、国際性

## 学力向上にあらゆる手立てで取り組む

### －ゆとり教育見直しの具体策－

**提言1**：授業時数10%増の具体策 夏休み等の活用、朝の15分授業、40分授業にして7時間目の実施など弾力的な授業時間設定、必要に応じ土曜日の授業も可能にする。

- 国は、学校週5日制を基本としつつ、教育委員会、学校の裁量で、必要に応じ、土曜日に授業（発展学習、補充学習、総合的な学習の時間等）を行えるようにする。

**提言2**：全ての子どもにとって分かりやすく、魅力ある授業にする 教科書の分量を増やし質を高める、主権者教育など社会の要請に対応した教育内容・教科再編、全教室でITを授業に活用、「教育院」構想、全ての子ども一人ひとりに応じた教育

#### ■授業方法などの改革

- 主権者教育、法教育、消費者教育など、社会の要請に応えた教育内容の充実を図る。国語教育の充実とともに、中学・高等学校の英語の授業時数、単語数を増やし、小学校に英語教育を導入する。学力向上のため、読み書き計算の反復学習、読書、漢字学習などに積極的に取り組む。また、IT機器を活用し授業改善に生かす。国、教育委員会は、校内LAN、電子ホワイトボード、教師用パソコン等、教育現場のIT環境を整備する。国は、各教科の到達目標を示し、学校はその到達目標を基準にして客観的に絶対評価を行う。

#### ■「教育院」構想の検討

- 「教育院（仮称）」構想（\*）の具体化に向けて総合大学を中心に、できることから着手するとともに、全体の構想について更に検討する。
  - \* 「教育院」：参加する複数の大学、教育委員会等に配置された「研究」「教員研修」「教員養成」の各部門のネットワークにより、学校現場での問題、社会の変化、省庁を超えた知見、増え続ける先端知について常に把握・分析し、これを初等中等教育段階の教育内容、IT教材教具の開発、現職教員の研修、社会人等を対象とした教員養成などに反映させ、教育を改善し続けるための恒常的な仕組み。

#### ■全ての子ども一人ひとりに応じた教育

**提言3**: 教員の質を高める、子どもと向き合う時間を大幅に増やす 社会人採用のための特別免許状の活用促進、授業内容改善のための教員研修の充実、教員評価を踏まえたメリハリある教員給与体系の実現、教員の事務負担軽減

- 特別免許状の活用を促進し、平成24年までに採用数の2割以上を目標とするなど、社会人、大学院修了者等を大量に教員に採用する。
- 教育委員会は、教師塾など採用前から質の高い教員を養成・確保する取組を推進する。
- 国、地方自治体は教員の処遇を充実しつつ、公立学校の教員給与の一律の優遇を見直し、教員評価を踏まえたメリハリのある給与体系にし、頑張る教員を支援する。また、副校長、主幹等の配置など、教職員の加配措置を講ずる。

**提言4**: 学校が抱える課題に機動的に対処する 学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設、学校、教育委員会の説明責任、全国学力調査の結果を徹底的に検証・活用し、教員定数や予算面で支援

- 学校の課題を速やかに解決する体制づくり
  - 学校は危機管理体制を整備し、事件、事故が発生した場合は、迅速に取り組む。
  - 教育委員会は、「学校問題解決支援チーム（仮称）」を設け、関係機関の連携の下に問題解決に当たる。チームには、指導主事、法務教官、大学教員、弁護士、臨床心理士・精神科医、福祉司、警察官（OB）など専門家の参加を求める。
  - 学校、教育委員会は、保護者や住民に、学校が抱える問題を隠さず、情報を公開し、説明責任を果たすとともに、問題解決に誠実に取り組む。
- 全国学力調査の検証と学校現場支援
  - 国、教育委員会は、全国学力調査の結果を徹底的に検証する。教育委員会は、学力不振校に改善計画書を提出させ、その改善方針を受け、国、教育委員会は、予算、教員定数、人事面での特別の支援を行う。

**提言5**: 学校現場の創意工夫による取組を支援する 学級編制基準の弾力化や習熟度別指導の拡充、学校選択制を広げる、教材開発など教員のチームによる取組

- 国は学級編制基準を大幅に弾力化し、実態に即した教員配置ができるようにする。国、教育委員会は、小学校高学年での専科教員、習熟度別指導・少人数指導の拡充、図書の実態など、学力向上のため、教職員の加配措置や重点的な予算措置を行う。地域人材等の登用を促進。
- 教育委員会は独自の判断により、地域の実情に留意のうえ、児童生徒・保護者が各自の希望や個性・能力に応じて学校を選択できるようにし、児童生徒が多く集まる学校など特色の発揮に積極的な取組をする学校に、地域の実態や実績等に応じた予算配分をする。
- 学校は、教材開発など教員のチームによる授業改善への取組を積極的に行い、国、教育委員会は、そのような学校の取組を予算・定数などの面で支援する。

### 心と体 - 調和の取れた人間形成を目指す

**提言1**: 全ての子どもたちに高い規範意識を身につけさせる 徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる。

- 国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。
  - ・ 全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導する。
  - ・ 徳育は、点数での評価はしない。
  - ・ 教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。
  - ・ 担当教員は小・中学校とも学級担任が担当。特別免許状を活用し、地域や各分野の人材を活用。国語や社会科、音楽、美術、体育、総合的な学習の時間なども関連付け、徳育を充実する。

**提言2**: 様々な体験活動を通じ、子どもたちの社会性、感性を養い、視野を広げる 全ての子どもに自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を

- 学校は、子どもたちの成長段階や地域の実情を踏まえ、全ての学校段階において体験・奉仕活動を実施する。国、地方自治体は、必要な援助を行い、条件を整備する。
- ・ 小学校で、1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動を実施。
- ・ 中学校で、1週間の職場体験活動を実施。
- ・ 高等学校で、奉仕活動を必修化。

**提言3**: 親の学びと子育てを応援する社会へ 学校と家庭、地域の協力による徳育推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の充実、有害情報対策

**提言4**: 地域ぐるみの教育再生に向けた拠点をつくる 「放課後子どもプラン」の全国での完全実施、学校運営協議会の指定促進

**提言5**: 社会総がかりでの教育再生のためのネットワークをつくる 校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保

## 地域、世界に貢献する大学・大学院の再生

—徹底した大学・大学院改革—

### <改革の視点>

グローバルな「知」の競争の激化、18歳人口の減少による大学全入時代の到来、社会人の再教育への要請など、社会の構造やニーズが変化するなか、大学・大学院に求められる役割も大きく変わりつつあり、新時代にふさわしい大学・大学院への改革が急務である。

知識基盤社会である21世紀において、我が国が成長力を高め国際競争に打ち勝っていくためには、次の3つの視点からの徹底した大学・大学院改革が必要である。

- ① 競争力の基盤となる数多くの優れた人材の育成
- ② 社会において指導的役割を果たすリーダーとなる人材の育成
- ③ イノベーションを生み出す世界トップレベルの教育研究拠点としての大学・大学院  
例えば、今後10年以内に、定評ある国際比較において、我が国の大学・大学院が、世界の上位10校以内を含め上位30校に少なくとも5校は入ることを目指す。

### <大学・大学院の機能>

各大学は競争的環境の中で切磋琢磨し、自らの選択に基づき、世界的教育研究、幅広い職業人養成、総合的、国際的な教養教育、地域密着型、さらには地域の生涯学習など、機能別に分化し、特色を出していくことが求められている。

また、これからの「知識基盤社会」の大学・大学院は、幅広く深い教養と専門分野に関する高度の知識を修得する場でなければならない。このような教養は生涯を通じて涵養されるものであるが、大学学部段階においては、高校までの学習成果の上に、様々な



分野で活躍する人材が基本的な素養として備えるべき幅広く深い教養の修得が期待される。そのため、文系・理系の区分にとらわれない大きな「知の体系」を俯瞰した充実した教養教育が重要である。あわせて、専門分野に関する基礎的な教育や、社会で自立して生きていくための基礎的能力の教育を行うことが求められる。大学院段階では、その上に立って、専門分野に関する高度な内容の教育研究を行う「最高学府」として、将来、イノベーションを生み出す世界トップレベルの研究者や高度専門職業人として活躍し得る人材の養成を目指すことが求められる。

なお、個々の学生の力を最大限に伸ばすためには、所属や学年等にとらわれず、それぞれの能力、進度等に応じ、多様な形で教育研究を行うことができる柔軟な仕組みとすることが重要である。

<今すぐ取り組むべき5つの改革>

**提言 1**: 大学教育の質の保証 卒業認定の厳格化、外部評価の推進、大学入試の抜本的改革の検討、意欲のある勉強する学生への奨学金拡充や学費免除、教員の教育力の向上

■教育の質の保証

- 国は、大学が行う次のような教育の質の保証のための取組を強力に支援する。
  - ・卒業認定を厳格にするGPA（grade point average）制度の導入など、単位・進級・卒業認定厳格化の取組の強化
  - ・社会や経済の動向を踏まえたカリキュラム改革や、学生の認知と学習スタイルの多様性に応じた教育の実施・最新の研究成果を踏まえた教科書・教材や、多様なメディアを活用した自学自習用教材の開発、公開
  - ・関係団体や大学が行うコア・カリキュラムや標準教材の開発
  - ・大学間の連携により他大学の優れた講義を学生が受講できるようにするなど、多様で柔軟な履修形態
  - ・外部評価の推進（多元的評価の推進、評価体制・手法の確立、情報公開の徹底）
  - ・専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させるダブルメジャーの推進
  - ・ボランティア活動体験の大学教育への導入

- 大学は、学生による実効性ある授業評価の実施を促進する。

国は、教員の教育力の向上のため、次の取組を行う。

- ・全大学へのファカルティ・ディベロップメント（FD）の義務付け
- ・教育手法に関する研修プログラムの開発を支援し、大学において、教員の採用・昇任の際の活用を進める。

国は民間機関による試験等により、学生の大学卒業程度の学力を認定する仕組みを検討する。

■大学入試の抜本的改革の検討

大学は、AO入試の活用と厳格な運用等により、大学の個性・特色を明確化し入試の多様化を図る。

国は、大学入試の多様化、弾力化のための措置をはじめとした抜本的な改革について検討する。その際、初等中等教育に与える影響等も考慮する（大学入学年齢の弾力化、国立大学の入試日分散・複数合格、大学入試センター試験の資格試験化や年複数回実施、高卒程度認定試験の在り方等）。

■意欲のある勉強する学生への支援

- 国は、優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充する。特に、経済的に恵まれない優秀な若者に高等教育への道を開くため、例えば国立大学における特別枠（学費免除）の設定、学費減免を行う私学に対する補助の拡充等を検討する。

**提言2**: 国際化・多様化を通じ、世界から優秀な学生が集まる大学にする 9月入学の大幅促進、教員の国際公募、英語による授業、国家戦略としての留学生政策、企業・社会との連携

■ 9月入学の大幅促進

○ 国は、海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤー（\*）などの導入による若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進する。

このため、国は、大学・大学院の4月入学原則を弾力化する(学校教育法施行規則の改正)。

国は、海外からの帰国生徒や留学生の希望に応じられるよう、国立大学について、次期中期目標策定の際、ガイドラインを示し、9月入学を積極的に受け入れる大学・大学院を支援し、全国立大学での9月入学枠の設定を実現する。私立大学においても9月入学枠設定を促進する。9月入学枠を設定する大学について、運営費交付金、私学助成等により支援措置を講ずる。9月入学と合わせて、セメスター制の導入を促進する。

\* 日本版ギャップイヤー：3月末までに入学を決定した学生に、9月からの入学を認め、その間、ボランティア活動など多様な体験活動を行う猶予期間を与えるもの。また、4月に入学した学生に、9月までの間、多様な体験活動を認め、このような活動を評価して一定の単位を認める仕組み。

**提言3**: 世界トップレベルの教育水準を目指す大学院教育の改革

－「国際化」「個性化」「流動化」－

体系的・組織的な大学院教育の徹底、国内外に開かれた入学者選抜、世界トップレベルの大学院形成、学生に対する経済的支援

○ 大学院は、学部の延長ではない体系的・組織的な教育を徹底し実施する。

これからの大学院は、従来にも増して、自大学出身者だけでなく広く真に有能な人材を求め、教育研究の成果を通じ、世界的な「知」の競争の場で力を発揮していく必要がある。

大学院に重点化した中核的大学は、自主的な選択により、同一大学の同一分野出身の大学院生が最大多数とならない(最大限3割程度)多様性ある環境を目指し、国際競争に勝ち抜く世界トップレベルの大学院を形成する。国は、このような大学院の努力を強力に支援する。

**提言4**: 国公立大学の連携により、地方の大学教育を充実する 国公立を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置

大学は、自主性・自律性をもって、社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改革等に取り組む。

国は、特定の事業を目的として大学と地域等で構成される、国公立を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」を支援する。

国は、国公立を通じ複数の大学が大学院研究科等を共同設置できる仕組みを創設する。

**提言5**: 時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革 大胆な再編統合の推進、一つの国立大学法人による複数大学の設置運営、人事給与システムの抜本的改革

○ 国は、次のような国立大学の自主的な取組を促進する。

- ・国立大学の学部の再編等
- ・国立大学の大胆な再編統合等
- ・18歳人口の減少を踏まえた国立大学の学部入学定員の縮減
- ・一つの国立大学法人が複数大学を設置管理できる仕組みを作る

国立大学は、教員人事給与システムを抜本的に改革し、教育・研究両面における能力・業績の評価と給与への反映、一律年功序列型給与システムの打破を具体化する。また、優秀な研究者を集めるため、「学長より給与の高い教授・研究者」など業績に連動した柔軟な給与体系の導入を促す。

国立大学は、法人化の趣旨を踏まえ、大学全体の経営に関することについては、教授会に任せず、学長のリーダーシップにより意思決定を行う。

国立大学は、法人化の趣旨を踏まえ、学長選挙を取りやめるなど、学長選考会議による学長の実質的な決定を行うこととする。

\* \* \*

以上、大学・大学院改革については、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、イノベーション25戦略会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議、規制改革会議の各会議の代表も交えた合同会議も経て、教育再生会議において取りまとめたものであるが、残された課題については、今後、必要に応じ適宜連携し、教育再生会議において検討を進めることとする。

また、これら関係会議とも連携し、大学・大学院改革に向けた推進・検討状況のフォローアップを行うこと等により、改革を着実に前進させることとする。

### 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方

教育再生は、内閣の最重要課題であり、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開くためにも、教育予算の内容の充実は重要である。

このため、教育予算については、効率化を徹底しながら、メリハリを付けて真に必要な教育予算について財源を確保する必要がある。

#### 初等中等教育再生のための3つの具体策

全国どこでも教育の機会均等が実現されるよう支援する

#### 具体策1：必要なところに重点的な支援

教育委員会は、学校裁量予算を拡充する。

国、教育委員会は、努力する学校、実績を示した学校に予算面でのインセンティブを与え、教育困難校に特別な支援を行う。

客観的な評価・データに基づき、学校の課題・取組・成果に応じた予算配分を行う。

#### 具体策2：メリハリある教員給与体系の実現

国は、公立学校の教員給与の一律の優遇を見直し、教員評価を踏まえたメリハリのある給与体系にし、教員を支援する。一律4%の教職調整額について、教員の勤務実態に合わせ支給率に差を付けるなど見直す。また、現在、休日に4時間以上勤務した場合、日額1,200円の部活動手当を大幅に引き上げるなど手当も抜本的に見直す。

#### 具体策3：地方における教育費の確保

図書費、教材費、IT整備費など地方が支出している教育費が多いことを踏まえ、国は、都道府県・市町村ごとに教育費の状況を国民に分かりやすく情報提供するため、「公教育費マップ」を作成し、公表する。

### ● 大学・大学院改革実現のための3つの具体策

①「選択と集中による重点投資」②「多様な財源の確保への努力」③「評価に基づく効率的な資源配分」を基本とする。

基盤的経費と競争的資金の適切な組合せと、一律的配分から評価に基づくより効率的な資金配分へのシフトを図りつつ、必要な教育財政基盤を確保する。

経済活動に短期的・直接的に結びつかない、人文社会科学、基礎科学や、世界的な課題である環境・エネルギー・食料等の分野についても、優れた教育研究が長期的・安定的に行われるよう留意する。

#### 具体策1：競争的資金の拡充と効率的な配分

競争的資金を拡充し、間接経費を充実する。  
研究と教育の両面における国公私を通じた競争的資金を拡充する。  
私学も含めイノベーションの基盤となる研究施設設備に対する支援を拡充する。

#### 具体策2：大学による自助努力を可能とするシステム改革

- 各大学の自助努力による民間からの資金獲得を後押しするため、国立大学への民間寄附金の投資信託への運用を可能とする等の運用の弾力化、民間との共同研究資金の教員等給与への充当を可能にする、等の支援を実施する。  
大学による出資の対象範囲を拡大する（大学発ベンチャーなど）。

#### 具体策3：国立大学法人運営費交付金の改革

国立大学法人運営費交付金で教育研究の基礎的な部分をきちんと支えると同時に、競争的資金を大幅に拡充し、各大学が切磋琢磨し、多様なインセンティブ・システムを導入しやすい環境を整備する。  
国立大学法人運営費交付金は、次期中期目標・計画(平成22年度～)に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に着手する。  
運営費交付金の配分については、教育・研究面、大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき大幅な傾斜配分を実現する。その際、第三者評価である国立大学法人評価の結果を活用する。

## 解 説

### 「ゆとり教育」見直し & 「競争原理」導入

第2次報告は、今年1月の第1次報告の提言を具体化したものだ。第1次報告で提示した「授業時数10%増」については<土曜授業や夏休みの活用など>、「規範意識の育成」については<新教科「徳育」の創設>、「大学秋季入学の促進」については<国立大の9月入学枠の設定>、「教員の質の向上」については<メリハリある教員給与体系の実現>、などである。このほか、<国立大の再編統合>や<運営費交付金の配分方法の見直し>なども併せて提言している。

この中で、注目される次のような項目について、現状と課題などを探ってみた。



#### <完全学校週5日制と土曜授業>

ゆとり教育の象徴ともいえる学校週5日制については、まず、平成4(1992)年9月から月1回、7年(1995)年4月から月2回と、段階的に実施されてきた。そして、8年の中教審答申“ゆとり”を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に支援しつつ、“生きる力”を育む“完全学校週5日制”の提言に基づき、14年4月から小・中・高校で「完全学校週5日制」が実施された。これに伴い、小・中学校では14年度から、高校では15年度(学年進行)から現行の学習指導要領が実施されている。

完全学校週5日制によって、授業時数や履修単位数は減少している。前回の旧課程時に比べ、小・中学校の総授業時数は約7%減、教科別では小学校の国語・算数・社会・理科の授業時間数が約15%～20%減、中学校の国語・数学・社会・理科・外国語が約20%～30%減少している。また、高校では、旧課程時(6年実施)に比べ、卒業単位数が約8%減、必修単位数(普通科)が約18%減少している。

他方、16年末に発表された国際的な学力調査であるPISA 2003やTIMSS 2003(国際数学・理科教育動向調査)などで、日本の子どもの学力や学習意欲の低下が一層明らかになったとして、学力低下論議やゆとり教育批判が活発化した。

こうした流れの中で、各教育委員会や公立学校(高校が中心)では、希望者対象の「土曜スクール」「土曜講座」による体験活動や発展・補習学習などの“土曜活用”、始業前の“0時限”、短縮授業による“7時限”授業、特別活動である学校行事の見直しなど、授業時数の確保に腐心している。

今回の「授業時数10%増」の提言では、「土曜休業」を規定している学校教育法施行規則の改正(完全学校週5日制の撤廃)までは踏み込まず、学習指導要領改訂による小・中学校の授業時数10%増の具体策に留めている。土曜授業の活用については、高校も含め、教育委員会や学校の裁量に任されるという。

ここで問題になるのは、まず、学校側の条件整備だ。教職員については週40時間労働や超過勤務などの労働法規上の問題、外部や地域社会の人材活用については財政的な面など、課題は多い。やり方によっては、学校や地域間の格差が一層拡大する恐れもある。

#### <「道德の時間」と新教科「徳育」>

“道德”については現在、小・中学校では「教科」ではなく、「道德の時間」として週1コマ、年間35コマ(小学1年生は34コマ)が設定されている。教科ではないので教科書はなく、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うとされている。

高校では道德についての特別な枠は設定されていない。道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行うとされている。

こうした学習指導要領上の位置付けに対し、「道德の時間」の指導が形式化して実効が上

がっていない、学年が上がるにつれ、児童生徒の受け止めがよくない、教育活動全体を通じて道徳教育を行うという意識が薄い、などの課題も指摘されている。

こうした中で、小・中学校の「道徳の時間」に替わる“新たな教科”として、点数評価を行わない「徳育」の創設が提言された。教科であれば、教科書や教材が必要となる。検定教科書は当然、国の検定基準に則って作られることから、国が“道徳の基準”にどう関与してくるのか。今後の動向が注目される。

#### < 全国立大での 9 月入学枠の設定 >

今回の提言では、これまでの大学秋季入学の促進・拡大をさらに具体的に示している。国際化と多様な体験機会の充実の観点から、国は国立大の次期中期目標・計画の策定(平成 22 年度～)の際、9 月入学枠のガイドラインを示し、全国立大での「9 月入学枠」の設定を求めている。

秋季入学についてはこれまで、旧・大学審議会答申などを踏まえ、「大学は学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる」(学校教育法施行規則改正；平成 11 年 3 月施行)とする学年歴の規定改正で、大学の入学時期は各大学の学則によって柔軟に対応できるようになっている。

しかし、小学校の学年は「4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る」(学校教育法施行規則)と規定されていることなどから、日本の学年歴は小・中学校、高校、大学とも伝統的に 4 月入学が圧倒的だ。

17 年度の学部入学者約 60 万 4 千人のうち、4 月以外の入学者は 0.3%に過ぎず、そのうち、留学生・社会人・帰国子女が 76%、一般受験生などが 24%である。大学院の場合は 4 月以外の入学者割合が高くなり、17 年度の大学院入学者約 7 万 8 千人のうち 4.6%となっている。

内閣府は 13 年 7 月、大学の国際化に関し「秋季入学」についての世論調査を行っている。

「学校(幼稚園から大学)の秋季入学に関心があるか、ないか」については、< 関心がある > = 31.6% / < 関心がない > = 64.5%で、関心は薄いようだ。ただ、「国際化を図る観点から、入学時期を世界の多数の国に合わせるべきと思うか、思わないか」については、< 思う > = 42.1% / < 思わない > = 49.8%で、秋季入学については賛否拮抗している。

こうした現状の中で、今回の提言では、帰国子女や留学生受入れと、“ギャップイヤー”などの導入による多様な体験機会を充実させる観点から 9 月入学枠を全国立大に求めている。ギャップイヤーは、大学入学資格者に入学時期を遅らせ、社会的な見聞を広めるための猶予期間を与える制度。イギリスなどで行われている。提言にある日本版ギャップイヤーは、春季に入学決定した学生に 9 月入学を認め、その間、ボランティア活動などを行う猶予期間を与えたり、4 月入学の学生に、9 月までの多様な体験活動を評価、単位として認めたりする仕組みという。

ところで、受験生にとっては、入試がいつになるのか、一番の関心事であろう。現行と同

じように、卒業時期を挟んで入試が行われ(合否が決定)、卒業後にボランティア活動→大学入学となれば、現在とあまり変わらない入試日程だ。しかし、ボランティア活動も入学評価の対象となるようなシステムになると、受験生にとっては大きな改変だ。国立大に「9月入学枠」が設定された場合、その運用は各大学によって違ってこようが、国立大の入試改革については、第3次報告に盛り込まれる「大学入試の抜本的改革」の提言に注目したい。

#### < 国立大の再編統合 >

国立大の再編統合については13年6月、文科省が「大学(国立大学)の構造改革の方針」(「遠山プラン」)を打ち出したことから、これまで医科系を中心とした単科大と隣接の総合大など13組の統合が進み、今年10月には大阪大と大阪外国語大とが統合する。

国立大の再編統合は、単に大学の数減らしを目的に行うのではなく、国際的な競争環境の中で、経営戦略的なスケールメリットも確保しつつ、「知の拠点」としての再構築を目指すべきだ。

今後の課題のひとつに、教員養成系の大学・学部の再編統合があろう。新たな教員養成・免許制度改革を迎え、地域(学校関係者)の理解・協力を得ながら、養成段階から教職活動までも含めた機能の充実強化が求められている。

#### < 競争原理の導入と国立大運営費交付金の見直し >

高等教育財政については、“選択と集中”による重点投資、“評価”(成果)に基づく効率的な資源配分など、競争原理の導入を謳っている。特に国立大に対しては、運営費交付金で教育研究の基盤的経費は確実に措置するとしうえで、競争的資金を大幅に拡充し、各大学が切磋琢磨し、多様なインセンティブ・システムを導入しやすい環境づくりを求めている。

国立大には16年度の法人化以降、中教審答申『我が国の高等教育の将来像』(15年1月)の「大学の機能分化」が一段と進んでいるとみられる。しかしこれは、“財政的な市場原理”によるものではなく、大学のもつ個性・特色に応じた、「教育」「研究」「社会貢献」といった“機能に対する比重の掛け方”によるものである。この機能的分化には、基盤的な経費の確実な確保が不可欠である。

ところで、運営費交付金については毎年度1%程度削減されており、16年度の1兆1,300億円(大学院大学、研究機構を除く)から、19年度は1兆954億円(同)に減額されている。運営費交付金を削減し、競争的資金を増やすことは、目先の成果が見えにくい教育系や人文系の分野、基礎研究や萌芽的研究などの芽を摘んでしまうのではないかという懸念も聞かれる。

まず、教育の機会均等、公平性などの観点から、国公立大も含めた高等教育に対する国の教育研究振興策を基本的に見直し、対GDP比で先進諸国の半分程度しかない公財政支出を引き上げ、増大させていくことが先決ではないか。そのうえで、国際競争力強化のために競争的資金を拡充し、研究活動を支援、活性化していくことが肝要であろう。